

幼稚園型認定こども園

学校法人聖母学園 観音寺聖母幼稚園

重要事項説明書(入園のしおり)

(1)運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	学 校 法 人 聖 母 学 園
事業者の所在地	香川県高松市桜町1丁目8番9号
事業者の連絡先	TEL087-831-6659
代表者氏名	理 事 長 鈴 木 聡

(2)施設の概要

種別	幼稚園型認定こども園		
名称	学校法人聖母学園 観音寺聖母幼稚園		
所在地	香川県観音寺市昭和町1丁目6番57号		
連絡先	(電話番号)0875-23-0004(FAX)0875-23-0171		
施設長氏名	園 長 尾 崎 美 香		
開設年月日	1957年(昭和32年)4月1日		
認可定員 ()内は1号	満3・3歳児	4・5歳児	合計
	15人 (6人)	30人 (4人)	45人 (10人)

【基本理念・方針】

本園は、教育基本法、学校教育法および子ども・子育て支援法に基づき、キリスト教理念に従って、幼児一人ひとりの特性及び個人差に応じた教育を行うことを目的とする。

(教育目標)

幼稚園生活を通して、のびのびと好きな遊びを楽しむ自由活動の場と、クラスみんなで取り組む活動の場を適切に取り入れ、心情、意欲、自主性、社会性を育てて将来生きる力の基礎となる豊かな人間性を培う。

(目指す子ども像)

- ・ 人に対して思いやりをもち、当事者意識をもって関わろうとする子ども
- ・ 主体的に考え、選択し、判断し、仲間と協力して、行動する子ども

- ・ 心も体もたくましく、豊かに生活を楽しみながら活動する子ども
- ・ 愛情や信頼関係の中で自己肯定感を持ち、自他ともに大切にできる子ども
- ・ 相手の気持ちや考えを聴き、対話をもって自分の思いを伝えようとする子ども

(教育方針)

- ・ 人とかかわりを通し、愛する心、思いやる心、感謝する心を育む。
- ・ 基本的な生活習慣を身に付け、集団生活の中で自立心を育む。
- ・ 個々の特性、発育状況に応じて、健康で安全な体作りを目指す。
- ・ 表現活動から豊かな感性を育み、能力を十分発揮していけるよう促す。
- ・ 絵本やお話に多く触れ、豊かな想像力、表現力、感性を育む。
- ・ 自然や生き物とのふれあいの中で生命の尊さに気づいていける環境を整える。

異年齢保育(縦割り)を行い、豊かな人間関係を築きます。

午前 10 時～11 時 30 分の時間は、発達に応じた内容として学年別保育(横割り)を行います。

(3)施設の敷地面積及び構造

敷地	敷地全体	2,636 m ²
	園庭	1,945 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート 2 階建て
	延べ	1,470 m ²

(4)主な設備の概要

保育室	6 室	異年齢クラスにじ組・てんし組(3・4・5 歳児)・もも組 (満3歳独立時)こも組(子育て支援) <u>年度当初の人数に応じて学級数に変動あり。</u>
ホール	1 室	遊 戯 室
職員室	1 室	保健室及び厨房
トイレ	3	2 階と 1 階及び職員トイレ
プール	1	屋上に設置プール・夏季のみ臨時設置プール1
管理棟	1	園長室、事務室、会議室、応接室、厨房、トイレ

教 会	1	祈 り
-----	---	-----

(5) 職員体制

職 種	員 数	常 勤	非 常 勤	勤 務 時 間
園 長	1 名	1 名		8:00～16:30
宗教主事(神父)	1 名		1 名	随時
副園長または主幹保育教諭	1 名	1 名		早出 7:30～16:00
保育教諭	6 名以上	6 名以上		通常 8:00～16:30
教諭または保育士			適宜	遅出 9:30～18:00
職員(事務)	1 名以上	1 名以上		8:00～16:30
職員(用務)			適宜	7:30～8:30
バス運転手(派遣職員)			1 名	7:15～ 9:15 14:45～16:45

※ 年度に応じて職員の配置が変動することがあります。(副園長・主幹保育教諭)

※ 園児バスには職員が添乗します。

欠席のご連絡がない場合、園からご家庭に、確認の連絡を致します。

乗車時降車時、点呼、人数の確認いたします。バス見守り安全装置あり。

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
教育時間 (1号認定)	教育標準時間	午前 8 時 30 分から午後 3 時
	教育短縮時間	午前 8 時 30 分から午後 1 時
休日について	年末・年始(12 月 29 日～1 月 3 日)	
	盆休み(8 月 12 日～8 月 15 日)山の日から 5 日間	
	創立記念日(3 月 25 日)	
	学年始休業日、夏季・冬季休業日、学年末休業日	
	その他 園長が認めた日	

【2号認定子ども】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育教育時間 (2号認定)	保育標準時間	午前8時～午後6時(10時間)
	保育短時間	午前8時～午後5時(9時間)
休日について	年末・年始(12月29日～1月3日)	
	盆休み(8月12日～8月15日)山の日から5日間	
	創立記念日(3月25日)	
	その他 園長が認めた日	

1号認定・2号認定ともに幼児の心の安定を図るため、慣らし保育を行います。

(おおむね1週間～10日程度を目安とする)

(7)利用料等

基本保育料	利用子どもの保護者が居住する市町村が定める額		
入園時	教育振興費	入園決定後	25,000円
	入園手数料	願書提出時	1,000円
	用品・制服代	入園決定後	実費
諸費用(年1回)	(独)日本スポーツ振興センター	年1回	245円
	団体傷害保険料(東京海上)	年1回	1,400円
諸費用(月額)	保護者会会費	月額	700円
	通園バス代(利用希望者)	往復	3,600円
		片道	2,300円
	園外保育費	月額	600円
	バス維持費	月額	600円
	給食費(週5日提供)	主食費	1,000円
	1号認定子どもは11か月分	副食費	4,800円
その他	2号認定こどもは12か月分	合計	5,800円
	行事費	(随時)	実費
	冷房費・暖房費	6月・12月	2,400円×2
	健康管理費	年1回	3,000円

(8) 支払方法

基本保育料・諸費用については、銀行口座による引き落としになります。

その他の諸費用については、そのつど集金袋にて徴収いたします。

(9) 提供する特定教育・保育の内容

教育基本法(平成18年法律第120号)、学校基本法(昭和22年法律第26号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

【一日の流れ】

時 間	活 動
8:00～9:00	登園(送迎及び通園バス)・視診・出席シール・更衣
8:30～10:00	自由活動・片づけ・朝のお祈り
10:00～11:30	学年別に行う活動・歌・制作等
12:00～13:00	昼食・食後の片づけ・はみがき、読み聞かせ
13:00～14:45	私学特色教育活動、神父様の祈りと講話、自由活動
14:45～15:00	片付け、帰りの会、降園バス出発、1号認定こども降園
15:00～18:00	2号認定こども順次降園

※ 午睡については、幼児の健康の保持のため、主に2号認定こどもに対して
夏季に行うものとする。

(10) 年間行事予定

月	行 事 内 容
4	入園式、始業式、保育参観、保護者会総会、家庭訪問
5	お散歩、内科検診、歯科検診、マリア祭
6	ミニ運動会、お茶体験、プール開き
7	七夕祭り、個人懇談、お楽しみ保育(長)終業式
8	(夏休み)
9	始業式、お茶体験

10	親子遠足、お祭りごっこ、食育劇(市)
11	園児作品展、七五三の祈り
12	クリスマス発表会、クリスマスの祈りとベル演奏、終業式
1	始業式、お茶体験、マラソン、人形劇
2	豆まき(節分)、お別れ遠足、個人懇談
3	ひな祭り、合奏会、卒園式、修了式

※ 火災避難訓練(6月、9月)地震津波避難訓練(1月、3月)適宜行います。

※ 私学特色教育 ヤマハ音楽、カワイ体操、英語、スイミング、毛筆・硬筆、お茶
カトリック教育 神父さまのお話とお祈り

(11)利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定こども】10月1日より来年度の募集要項及び願書配布を行う。園児学期間9月～10月 11月初旬に願書を園へ提出する。 【2号認定こども】幼児の保護者が居住する市町村へ利用申込を行う。利用決定が通知され次第、園にて面接を行う。 * 共通 重要事項説明書の内容に同意する旨の書面を園へ提出する。
利用決定	入園願書を受理後、園は幼児の保護者と<u>幼児の心身の発達状況・家庭における生育環境において把握するため面接を行う。</u> 幼児が安全かつ安心して園生活を過ごす上での教職員配置、必要な環境整備、保育室が適当でない場合は、幼児の生命維持・健康管理上重篤な危険性を生じることが予想されるため、<u>入園を断る場合がある。</u> 園は重要事項について保護者へ説明を行い、同意を得るものとする。同意を得た保護者から<u>重要事項についての同意書及び利用契約書</u>を受理し、入園決定とする。
教育・保育の提供の終了	・ 幼児が小学校等に就学・進学した時 ・ 幼児が退園または転園することになった時 ・ 市町村が支給認定を取り消した時 ・ 利用継続が不可能であると市・園が認めたとき。 ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じ、市町村が利用の継続が困難であると認めた時

	退園する場合は、その理由を記載した退園届を園長に提出するものとする。 また、市町村に対して必要な手続きを行うこと。
留意事項	- 登園時間は、2号認定こども8:00以降、1号認定こども8:30以降とする。 ただしバス通園者は順次登園とする。 <u>欠席届は8:30までに必ず電話にて園まで連絡する。欠席の理由も伝えること。</u>バス利用者はバスの発車時刻までに連絡をすること。 - バスを利用せずにお迎えに来る場合や、保護者以外の方がお迎えに来る場合は、必ず園に電話連絡をしてください。 <u>幼児の発達の状況について、園は安全管理の必要な情報を共有するため、医療機関・市・家庭と協力連携しながら幼児の教育内容を進める。また園生活及び就学進学に向けて、必要な支援を行うため、医療機関の診断書を提出してもらうことがある。</u> <u>投薬は原則的に本園では行っておりません。</u> 医薬品については、保護者の管理のもと行うようにしてください。但しアレルギー疾患によるアナフィラシキー・熱性けいれん等、重篤な状態が緊急に予想される場合はこの限りではありません。 - 出席停止について 学校保健安全法に掲げられている子どもがかかりやすく、集団生活において流行してしまう可能性のあるものに対しては、医師の診断のもとに許可が出るまで出席停止とする。 <u>登園許可証は任意ですが、必ず診察して医師の確認を得てください。</u> - 感染症として(参照) (第1種)略 (第2種)インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(三日ばしか)、水痘(水ぼうそう)、プール熱(咽頭結膜炎)、結核、髄膜炎性髄膜炎、コロナウィルス感染症 <u>出席停止期間はその都度周知。</u> <u>感染拡大が予想される場合は臨時休園の措置を取る。</u> (第3種)コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフ

	ス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 (その他の感染症)溶連菌感染症、手足口病、りんご病(伝染性赤斑)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、とびひ(伝染性膿痂疹)、流行性嘔吐下痢症(ウイルス性胃腸炎)、細菌性胃腸炎(食中毒) 地域の感染状況に応じて出席停止扱いとする場合がある。
--	--

(12)園・医師

医療機関の名称	三野小児科医院 医院長 三野正博
所在地 TEL	香川県観音寺市吉岡町10-1 0875-25-7788

(13)園・歯科医

医療機関の名称	よしだ歯科クリニック 医師 吉田 真由美
所在地 TEL	香川県観音寺市高屋町 562-1 0875-25-8773

(14)園・薬剤師

薬局名称	ヤマニ薬局 薬剤師 合田綾住
所在地 TEL	香川県観音寺市昭和町1丁目6番4号 0875-23-0502

(15)緊急時における対応方法

当園の教職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに、体調の急変、怪我等が生じた場合、その他緊急を要する場合は、速やかに保護者へ連絡を行うとともに、医療機関との連携等、必要な措置を講ずる。

【管轄する消防署】

消防署名	三観広域行政組合南消防署
所在地 TEL	観音寺市坂本町1丁目1番7号 0875-24-2119

【管轄する警察署】

警察署名	観音寺警察署
所在地 TEL	香川県観音寺市昭和町2丁目1番55号 0875-25-0110

(16) 非常災害対策

防火管理者	畠中 梨聖
消防計画 届出年	令和8年8月18日
避難訓練	(地震・火災・津波)※年間を通して実施
防災設備	非常ベル、消火器、AED、さすまた、内線一斉放送
避難場所	園舎内・園運動場
緊急時の連絡手段	メール配信、緊急連絡網、保護者への引き渡し

(17) 相談・要望・苦情窓口 利用時間(幼稚園の開所時間内)

相談・苦情受付担当者	主幹教諭 畠中 里美
相談・苦情解決責任者	園長 尾崎 美香
TEL	0875-23-0004
Fax 番号	0875-23-0171
e-mail	kanonjiseibo@shirt.ocn.ne.jp

【要望・苦情等への対応方法】

保護者からの要望・苦情を受け付けた場合、直ちに園長へ報告し、園全体で適切に対応・対処し、改善を図る。また、必要に応じて香川県総務学事課、観音寺市及び学校法人聖母学園理事長への報告を行い、改善・措置を講ずる。

(18) 賠償責任保険の加入状況 以下の保険に加入しています。

独立行政法人日本スポーツ振興センター(災害共済給付)	保険料金 245 円
東京海上日動(賠償責任保険)	保険料金 1,400 円

(19) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除いては、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

個人情報における基本方針

観音寺聖母幼稚園は、園児及び卒園児その保護者からご提供いただいた個人情報

報の重要性を深く認識し、情報の保護の徹底を図るため、次の方針を定めます。

1. 本園は、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連法令を遵守します。
2. 本園は、個人情報をご提供いただく際に、その利用目的についてお知らせします。
3. 本園は、教職員に個人情報管理の重要性を徹底させ、個人情報の漏洩・紛失などの危険防止に努めます。
4. 本園は、個人情報を教育活動や園教務の正当な目的にいつ様な範囲内において取り扱います。
5. 本園は、ご提供いただいた個人情報が、正当な理由及び必要性が認められる場合を除き、第三者に提供することはありません。
6. 本園は、個人情報の提供に関するお問い合わせやご相談に関し、適正かつ迅速に対応いたします。

(20) その他 保護者に説明すべき事項

【1号認定こども】

- * 午前6時の時点で香川県全域または西讃に、大雨・洪水・暴風・大雪・等の警戒レベル3警報が発令されている場合、臨時休園とする。
- * 登園後、幼稚園で保育を受けている時に上記の警報が発令された場合、原則的に教育活動を打ち切り、降園とする。
- * 震度 5～6 強等の地震が起こった場合や、メール配信・電話での連絡が不可能となった場合、原則として保護者へ引き渡すまで園で待機する。
- * 保護者は安全に気を付けて、できるだけ速やかに迎えに来ること。
- * 感染症・大災害・不審者等の、園児の生命を脅かす緊急事態と判断された場合には、園は園児の身の安全を再優先し、ここに記載された以外の最善の対応を講じる。

【2号認定こども】

- * 基本的に上記の場合も保育の必要な子どもの保育は継続する。ただし園周辺地域に危険レベル3以上警報が発令された場合、幼児の生命継続が危ぶまれることが予想される時は保護者へ引き渡しの措置を講ずる。